

令和3年9月28日

家庭数  
保護者様

習志野市教育委員会  
学校教育部学校教育課長  
習志野市立大久保小学校長

### 令和3年10月1日以降の出欠席の扱い等について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。  
さて、10月1日以降、緊急事態宣言が解除された際の標記の件について、下記のとおりいたしますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 授業について

**対面による通常の授業を行うことを原則**とします。

##### 2 出欠席について

本人または、同居の家族が発熱等の症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症への不安等により登校できない場合の出欠席の取扱いは、「欠席」扱いとせず、「**出席停止**」扱いとなります。

(但し、千葉県が「緊急事態宣言」の対象となっている、または習志野市が「まん延防止等重点措置」の対象となっている期間中に限り、オンライン授業に参加することで「出席」扱いとなります。)

##### 3 給食について

**通常の給食の提供**とします。

9月中一括停止を希望された方は、9月13日から30日までの停止となっており、10月からは給食再開となります。10月以降の給食の停止については、従来通りとなります。連続5日以上の場合のみ受け付け可能となり、申し出があった日から3日後以降(土、日、祝日を除く)から停止となります。

##### 4 その他

緊急事態宣言が10月1日以降も継続となる場合、「1 授業について」は、9月13日から30日までと同様の対応となりますが、「3 給食について」は、上記に記載のとおりとなります。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。